

市有地売却のご案内

(先着順受付)

- 受付期間 令和8年6月1日(月)～令和9年1月29日(金)
(土・日、祝日は除く) 郵送の場合は、必着

【お問い合わせ】

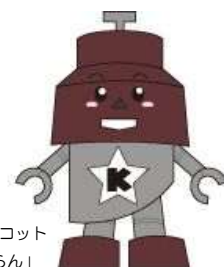
川口市役所 理財部 管財課 (市役所 第一本庁舎 4階)

〒332-8601 埼玉県川口市青木2丁目1番1号

(電 話) 048-258-1248 《ダイヤルイン》

(ホームページ) <https://www.city.kawaguchi.lg.jp/>

川 口 市



川口市マスコット
「きゅぼらん」

目

次

	ページ
売払物件一覧表	1
申込みから所有権移転まで	2
市有地売払申込要領	4
1 売払対象物件	4
2 申込みの受付	4
3 申込者の資格等	4
4 売払申込みの方法等	5
5 現地説明会	5
6 契約の締結	6
7 売買代金の納付	6
8 所有権の移転等	6
9 契約上の主な特約	7
10 その他	7
物件調書（現地案内図・参考図等）	8
添付書類	
・土地売買契約書（案）	12
・市有地売払申込書	
・誓約書兼照会承諾書	

売 払 物 件 一 覧 表

物件 番号	所 在 地	地目	面 積 (㎡)	用途地域	売却価格 (円)	物件説明 ページ
8-1	長野県上水内郡信濃町 大字野尻字黒姫山 3884 - 335 他3筆	山林	5,814	都市計画 区域 (非線引)	2,269,646	P9 ～P11

- 1 本物件は**登記簿面積での売り払い**となります。また、境界については、隣接地所有者と協議してください。
- 2 現地説明会は開催しません。
- 3 申し込みにあたっては本案内書を熟読し、契約の条件、現地の状況、利用制限等をご確認の上、お申し込みください。

なお、物件は現状有姿での引き渡しとなります。また、現状と本案内書の記載内容が異なる場合は現状を優先します。

申込みから所有権移転まで

先着順受付とは、1つの売払物件に購入希望者を募り、先着順にて売り払いの相手を決する方法です。

先着順受付にて物件を購入する流れは以下のとおりですが、詳細につきましてはそれぞれに示すページをご覧ください。

1 募集案内書を読む

- 「市有地売却のご案内」を最後までよく読んでお申し込みにご準備ください。
- 物件調書のページを必ずご覧ください。この物件調書を参考に、供給施設状況や都市計画法・建築基準法などによる制限を確認してください。

※配布期間

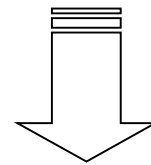
令和8年5月 1日(金)から
令和9年1月29日(金)まで

※配布場所

管財課・川口駅前行政センター・東川口駅前行政センター・各支所（川口市ホームページからダウンロード可）

2 申込書類を準備する（5ページ）

- 「市有地売払申込書」に記入してください。
- 「市有地売払申込要領」の5ページを確認の上、必要書類を用意してください。
なお、個人の方と法人の方とは必要書類が違いますのでご注意ください。



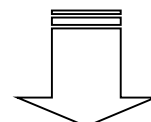
3 申込書を提出する（4・5ページ）

- 申込みの受付は窓口への持参または郵送受付となります。郵送の場合は、必ず特定記録や簡易書留など、配達記録がわかる郵送方法で提出してください。
- 電話・FAX・Eメール等での申し込みはできません。
- 受付後、契約手続きの説明を行います。

※申込受付期間

令和8年6月 1日(月)から
令和9年1月29日(金)まで
(土・日、祝日を除く)
(郵送の場合、必着)

※買受者が決定した時点で申込受付を終了します。受付を終了した際は、川口市ホームページにてお知らせします。



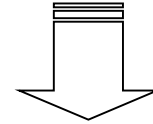
5 契約を締結する（6ページ） 売買代金を納付する（6ページ）

- 契約締結期限までに「土地売買契約書（P12～16）」の様式により売買契約を締結いたします。
- 売買代金を契約日に川口市が発行する「納入通知書」で納付して下さい。この段階で所有権移転となります。

※契約締結期限

売却決定通知に記載する日（売却決定通知の発送日から約30日）以内

※契約締結日は、あらかじめ相談のうえ決定し、当日に売買代金を納付いただいた後に、契約書を取り交わします。



6 登記関係書類を受けとる（6ページ）

- 移転登記は川口市が行います。終了後、登記関係書類をお渡しします。

※所有権移転登記

売買契約書用収入印紙・移転登記用登録免許税等の費用が必要になります。

市有地売払申込要領

1 売払対象物件

売払対象物件は「市有地売却のご案内」1ページの「売払物件一覧表」に記載のとおりで、先着順受付により買受者を決定し売払を行います。

2 申込みの受付

申込みの受付方法等は、次のとおりです。

(1) 受付方法

窓口への持参又は郵送により受付

※郵送で提出される場合は、特定記録や簡易書留等記録の残る方法で提出してください。

(2) 受付期間

令和8年6月1日（月）から令和9年1月29日（金）まで（郵送の場合、必着）

※窓口へ持参する場合は、上記受付期間中で閉庁日（土曜日、日曜日、祝日）を除く、午前9時から午後4時30分までの間に受付をします。

※郵送の場合は、川口市へ到着した日をもって受付したものとします。

ただし、閉庁日や受付時間外に到着したものは、翌開庁日に到着したものとみなします。

(3) 受付場所及び郵送先

〒332-8601

川口市青木2丁目1番1号

川口市役所 理財部 管財課 財産管理係（川口市役所第一本庁舎4階）

3 申込者の資格等

(1) 個人及び法人とします。

※ 2名以上の連名（共有）による申し込みも可能です。

(2) 次の①～⑧のいずれかに該当する場合は申し込みできません。

- ① 不動産の売買に係る契約を締結する能力について、法令上の制限を受けている者
- ② 破産者で復権を得ていない者
- ③ 次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者
 - ア 故意に売払物件を損傷し、その価値を減少させた者
 - イ 契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 売払の実施に当たり係員の職務の執行を妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約の履行をしなかった者
 - オ 提出した書類に虚偽の記載をした者

- ④ ③に該当する者を、契約の履行に当たり代理人、支配人、その他使用人として使用した者
- ⑤ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）に基づくところの暴力団員及びその構成員、準構成員並びにその関係者
- ⑥ 「破壊活動防止法」（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及びその構成員
- ⑦ 当該物件の購入目的が「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）に基づくところの風俗営業・性風俗関連特殊営業及びこれらに関する業務に当たる場合の買受申出者
- ⑧ 上記の⑤～⑦に該当する者から委託を受けた者

4 売払申込みの方法等

(1) 申込み方法

「市有地売払申込書」に必要事項を記入・押印の上、(2)の申込みに必要な書類を添えて、
2(2)の受付期間内に窓口への持参又は郵送にて提出してください。

(2) 申込みに必要な書類

① 個人の場合

印鑑登録証明書（原本）…1通

誓約書兼照会承諾書 …1通

② 法人の場合

法人登記簿謄本《履歴事項全部証明書》（原本）…1通

印鑑証明書（原本）…1通

誓約書兼照会承諾書 …1通

※ 印鑑証明書及び法人登記簿謄本は発行後1ヶ月以内のものに限ります。

※ 共有の場合には、共有者全員の①又は②に掲げる書類が必要です。

※ 提出書類は返却いたしませんので、ご了承願います。

(3) 申込みにあたっての留意事項

① 所有権の移転登記の際に共有の希望がある場合は、共有予定者が連名で申し込んでください。

② 契約は、申し込まれた方の名義にて行います。単独名義で申し込んだ方が共有名義にて契約することはできません。

③ 共有で申し込みをする場合は、必ず申込者及び連名者の持分を記入してください。なお、申込後の持分変更はできません。

5 現地説明会

- (1) 今回の市有地売却では現地説明会は実施しませんが、現地は必ずご確認ください。なお、現地を確認される際には、周辺の迷惑とならないよう十分に留意してください。現地に駐車場はありません。

- (2) 売買物件は現状有姿での引き渡しです。当該土地に存在する工作物や樹木等はそのまま引き渡しとなります。
- (3) 土地の利用制限等についても、必ず申込者自身で調査、確認してください。

6 契約の締結

- (1) 申込み後に、売却決定通知及び契約手続に関する書類を郵送します。
- (2) 買受者は、売却決定通知に記載の期日（書類の発送日から30日程度）以内に、売買契約を締結しなければなりません。契約書の内容は、本案内書の12ページから16ページに掲載している「土地売買契約書（案）」をご確認ください。
 - ※ 閉庁日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）及び年末年始は行いません。

7 売買代金の納付

- (1) 売買代金は、契約締結日に川口市が発行する納入通知書により納付していただきます。契約締結日はあらかじめ相談のうえ決定し、当日は売買代金を納付いただいた後に、契約書を取り交わします。
- (2) 売買代金の分割納付はできません。

8 所有権の移転等

- (1) 所有権の移転は、売買代金の納付があった日とし、同時に物件を引き渡します。
 - ※ 物件は、現状有姿のまま引き渡します。
- (2) 買受者が個人の方の場合は、契約の締結時に「住民票」（発行後3か月以内のもの）の提出が必要となります。なお、共有の場合には、共有者全員の「住民票」が必要です。また、提出された「住民票」は返却いたしませんので、ご了承願います。
- (3) 所有権の移転登記は、物件の引渡し後に川口市が囑託により行います。
 - ※ 売買代金全額納付後、所有権移転登記手続きを行うまでには一定の期間を要します。
 - ※ 買受者に「登記完了証及び登記識別情報通知」をお渡しできるのは2～3週間後となります。
- (4) 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税など契約に必要な一切の費用は、買受者の負担となります。
- (5) 抵当権の設定が必要な場合は、川口市が行う所有権の移転登記と同時に手続き（連件登記）を行うことも可能ですので、事前にご相談ください。
 - ※ ただし、契約締結日において契約締結物件が複数ある場合には、事務手続上、契約締結日（融資日）以降の所有権移転登記申請となる場合がありますのでご了解ください。

9 契約上の主な特約

売買契約には、次の特約を付しますので、これらの定めに従っていただきます。

(1) 公序良俗に反する使用の禁止

- ① 当該地（売買物件）又はこの契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を、「破壊活動防止法」（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び代表者等の事務所の用に供すること、並びにこれらに転売することはできません。
- ② 当該地（売買物件）又はこの契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその他の構成員にその活動のために利用させること、及びこれらに転売することはできません。
- ③ 所有権移転の日から10年間、当該地（売買物件）又はこの契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件をカラオケ業、その他「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません。
- ④ 当該地（売買物件）又はこの契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を、環境に著しく負荷を課すおそれのある業の用に供することはできません。
- ⑤ 所有権移転の日から10年以内に、第三者に対して当該地（売買物件）又はこの契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をすることは、その残存期間について当該第三者に①から④に定める義務を承継させ、当該義務の履行を確保する義務を負うものとします。また、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定するときも同様とします。

- (2) 上記の特約に違反した場合は、売買代金の3割に相当する額を違約金として川口市に対し支払っていただきます。

10 その他

- (1) この要領に定めのない事項については、川口市契約に関する規則（昭和39年規則第14号）その他関係法令の定めるところによります。
- (2) 本案内書の12ページから16ページに掲載した「土地売買契約書（案）」での契約となりますので、金融機関から融資を受けようとする方は必ず金融機関にご確認ください。

物 件 調 書

(現地案内図・参考図等)

物件調書は購入希望者が現地を確認する上での参考資料です。

お申し込み前に必ず現地をご確認ください。

※一般的な注意事項

・物件によっては敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これら工作物の補修、改修、撤去、再築造及びその費用負担等については、購入者において対応願います。

・物件によっては敷地内に擁壁等が築造されており、その構造物にひび、破損、亀裂等が見られる場合もありますが、これらの経年劣化による影響については考慮しておりません。これらの構造物の補修、改修、撤去、再築造及びその費用負担等についても購入者において対応願います。

また、擁壁等の構造物について造成時の構造図面及び構造計算書等はありませんので、建築行為等にあたっては必要な手続きの申請先である各審査機関等へお問い合わせください。

・土壌汚染及び地盤、地下埋設物に関する調査は行っておりません。

・建物の建築にあたっては、建築基準法、各地方公共団体の条例等により指導がなされる場合もありますので関係機関にお問い合わせください。

・物件の敷地内及び敷地上空又は隣接等に電柱（電信柱・電柱付属物・電線等を含む）・支線・ゴミ置場・道路設置物（ガードレール等）・道路標識（カーブミラー等を含む）等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者及び管理者等にお問い合わせください。

物 件 調 書 (物件番号 8-1)

売却価格 2,269,646円

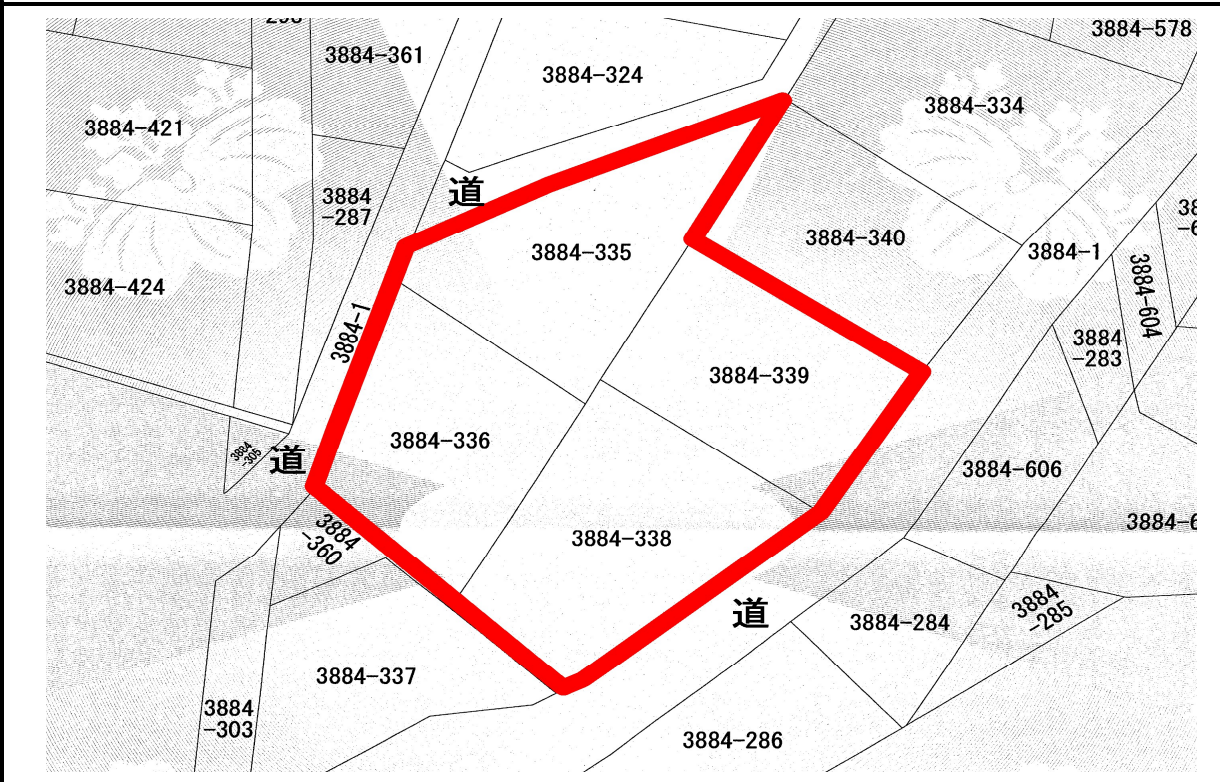
所在地	長野県上水内郡信濃町大字野尻字黒姫山3884番335 他3筆			
地積	5,814㎡ (公簿)	地目	山林	
道路幅員及び 接面状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・南東側で幅員約6.2mの町道に等高～3.5m程度高く接面 ・西側で幅員約5.2mの町道に概ね等高に接面 ・北西側で幅員約4mの町道(行き止まり)に概ね等高に接面 			
法令等に 基づく制限	都市計画区域	都市計画区域(非線引)	用途地域	無指定
	建ぺい率	20%※	容積率	40%※
	その他の制限	道路斜線制限(単位:m) (道路幅員+道路境界線から建築物までの後退距離×2)×1.25) 隣地斜線制限(単位:m)(20+隣地までの距離×1.25) ※建ぺい率、容積率については協定による制限(その他の事項を参照)		
私道の負担等	負担等の有無	無		
供給施設状況	供給施設	引込状況	事業所名	電話番号
	電気	可	中部電力株	長野支社 0120-984-385
	上水道	可	町営水道	信濃町役場 建設水道課 水道係 026-255-2962
	下水道	無	(個別浄化槽)	信濃町役場 建設水道課 下水道係 026-255-3002
	ガス	無	(LPガス) 個別	
	※「引込状況」で、「可」とあるものは、引込費用が必要です。 詳細は、上記供給者の事業所にお問い合わせください。			
交通機関 (現地まで)	JR信越本線黒姫駅から約3.4km タクシーで約5分 上信越自動車道信濃町インターチェンジから約4.2km 車で約6分			
公共機関 (道路距離)	町役場	信濃町役場	約 4.4km	
	小学校	信濃小中学校	約 5.2km	
	中学校			
	警察	長野中央警察署 信濃町交番	約 4.5km	
	消防	長野市消防局 鳥居川消防署 信濃町分署	約 4.1km	

<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>本物件は登記簿面積での売却となります。また、境界については隣接地所有者と協議してください。</u> • 地下埋設物調査、地盤調査、土壌調査は行っておりません。 • 現状有姿での引き渡しとなります。現状と本案内書の記載内容が異なる場合は現状を優先します。 <p>参考事項</p> <ul style="list-style-type: none"> • 平成 21 年 3 月末まで青少年団体宿泊施設「川口市立黒姫青年の家」敷地として使用。平成 21 年 12 月建物解体済。 • 長野県企業局の開発分譲地「黒姫保健休養地」内のため自然保護協定による建築制限があります。また、その他法令などの規制、用途地域のほか、諸制限についての詳細は 信濃町役場 建設水道課 建設係 にご確認ください。電話（026）255-5922 • NTT東日本による支線（1本）が敷地内に有。これらの取り扱いについては所有権移転後、直接協議してください。
--------------	--

案 内 図



参 考 図



土地売買契約書（案）

川口市（以下「甲」という。）と【買受者】（以下「乙」という。）とは、土地の売買に関し、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有する末尾記載の土地（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、末尾記載の価格とする。

（土地の地積）

第4条 甲と乙は、売買物件について登記記録地積で売買するものとする。

（売買代金の不清算）

第5条 甲及び乙は、売買物件の登記記録地積と実測地積との間に差異があっても互いに異議を述べず、また、売買代金の増減を請求しないものとする。

（売買代金の納付）

第6条 乙は、本契約と同時に、第3条の売買代金を甲の発行する納入通知書により川口市指定金融機関に納付しなければならない。

（所有権の移転及び引渡し）

第7条 前条の規定により乙が売買代金を納付した時に、売買物件の所有権は乙に移転し、甲は乙に売買物件を現状有姿のまま引き渡すものとする。

（所有権の移転登記）

第8条 売買物件の所有権の移転登記は、第6条の売買代金納付完了後、甲が囑託により行うものとする。ただし、登録免許税その他の所有権移転登記に要する費用は、一切乙の負担とする。

（用途制限等）

第9条 乙は、売買物件又はこの契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び代表者等の事務所の用に供してはならず、かつ、これらに転売してはならない。

2 乙は、売買物件又はこの契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその他の構成員にその活動のために利用させてはならず、かつ、これらに転売してはならない。

3 乙は、所有権の移転した日から起算して10年間、売買物件又はこの契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

4 乙は、売買物件又はこの契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を環境に著しく負荷を課すおそれのある業の用に供してはならない。

（第三者への義務の承継）

第10条 乙は、所有権の移転した日から起算して10年以内に、第三者に対して売買物件又はこの契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、その残存期間について当該第三者に対し前条に定める乙の義務を承継させ、当該義務の履行を確保する義務を負うものとする。また、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定するときも同様とする。

（契約の履行の調査等）

第11条 甲は、前2条に定める乙の義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査をし、又は乙に報告を求めることができる。

2 乙は、正当な理由なく前項に定める実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告を怠ってはならない。

（違約金）

第12条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、当該各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 第10条及び第11条に違反したときは、金697,680円【売買代金の3割に相当する額】

(2) 前条に違反したときは、金232,560円【売買代金の1割に相当する

額】

2 前項の違約金は、第16条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(乙の原状回復義務)

第14条 乙は、甲が前条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、売買物件の所有権移転登記の承諾書等を甲に提出しなければならない。

(返還金等)

第15条 甲は、前条に定める義務の履行を確認したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

2 前項の場合において、甲は、乙の負担した契約の費用は、返還しない。

3 第1項の場合において、甲は、乙が支払った違約金及び売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は、返還又は償還しない。

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第15条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第12条第1項に定める違約金又は前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(危険負担)

第19条 乙は、この契約を締結した日から所有権移転の日までの間において、売買物件が滅失又はき損した場合には、甲に対して契約の解除をすることができる。

(契約不適合責任)

第20条 乙は、この契約の締結後、売買物件が契約の内容に適合しない状態がある場合でも、追完請求、代金減額請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができない。

2 乙は、売買物件に工作物・地中埋設物等が残置されていることを確認した場合であっても、撤去及び処分に要する一切の費用は、すべて乙の負担とする。

3 乙は、隣地境界についての異議その他求償の申出をすることができない。

(裁判管轄)

第21条 この契約に関する訴訟の提起等は、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所に行うものとする。

(疑義等の決定)

第22条 この契約に関し疑義あるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 川口市青木2丁目1番1号
川口市
川口市長名

乙 【買受者】

土地の表示

所在地番	地目	登記記録地積(m ²)
長野県上水内郡信濃町 大字野尻字黒姫山 3884 - 335 他 3 筆	山林	5,814

土地の価格 金 2, 2 6 9, 6 4 6 円

市有地売払申込書

令和 年 月 日

(あて先) 川口市長

市有地売払いの申込みをしたく、市有地売払申込要領の内容を承諾の上、次のとおり申込みます。

1 申込者

	住所	〒	電話 ()	—
	氏名 (ふりがな) (又は、法人名・代表者名)	※持分	分の	実印
連名者 (共有の場合)	住所	〒	電話 ()	—
	氏名 (ふりがな) (又は、法人名・代表者名)	※持分	分の	実印
	住所	〒	電話 ()	—
	氏名 (ふりがな) (又は、法人名・代表者名)	※持分	分の	実印

2 申込物件

物件番号	所在地
8 - 1	長野県上水内郡信濃町大字野尻字黒姫山 3884 - 335 他 3 筆

◎必要書類

①個人の場合

印鑑登録証明書 (原本) 1 通

誓約書兼照会承諾書 1 通

②法人の場合

会社の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) (原本) 1 通

印鑑証明書 (原本) 1 通

誓約書兼照会承諾書 1 通

※ 郵送の際は特定記録や簡易書留など記録の残る方法でお願いします。

※ 印鑑証明書及び履歴事項全部証明書は発行後 1 ヶ月以内のものに限ります。

※ 共有の場合には、共有者全員の①又は②に掲げる書類が必要です。

※ 共有の場合には、申込者及び連名者の持分を記入してください。なお、申込後の持分変更はできません。

受付印

--

誓約書兼照会承諾書

令和 年 月 日

(あて先) 川口市長

住 所

(商号又は名称)

氏 名

(代表者氏名)

実印

私もしくは当法人及び当法人役員等は、川口市暴力団排除条例第2条に規定する以下のすべてに該当しないことを誓約します。

- ①暴力団であること
- ②暴力団員であること
- ③暴力団員等と密接な関係を有する者であること
- ④上記②③のいずれかが役員等となっている法人その他の団体であること

上記の者でないことを確認するため、川口市が本様式に記載されたすべての者の個人情報を、埼玉県警察本部に照会することについて同意します。

役職名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	住所
	()	T・S・H・R		
	()	T・S・H・R		
	()	T・S・H・R		
	()	T・S・H・R		
	()	T・S・H・R		
	()	T・S・H・R		
	()	T・S・H・R		
	()	T・S・H・R		
	()	T・S・H・R		
	()	T・S・H・R		

※個人にあつては、申込者のみ記入してください。(役職名欄は空欄で結構です。)

※法人にあつては、登記事項証明書に記載されている現役員等(代表者を含む)を全員記載してください。

※共有名義の場合には、共有者個人又は共有法人の現役員等を全員記載してください。

※性別の記入は任意です。

※上記に書ききれないときは、別紙に記載しても構いません。

